

徳島県規則第十号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和五十九年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「様式第一号」を「生活保護申請書」に改め、同条第二項中「様式第二号」を「保護変更申請書（傷病届）」に改め、同条第三項中「様式第三号」を「葬祭扶助申請書」に改め、同条第四項第一号中「（様式第四号）」を削り、同項第二号中「（様式第五号）」を削り、同項第三号中「（様式第六号）」を削り、同項第四号中「（様式第七号）」を「（様式第一号）」に改め、同項第五号中「（様式第八号）」を削り、同項第六号中「（様式第九号）」を削り、同項第七号中「（様式第十号）」を削り、同項第八号中「（様式第十一号）」を削り、同項第九号中「（様式第十二号）」を削り、同項第十号中「（様式第十三号）」を削り、同項第十一号中「（様式第十三号の二）」を削り、同項第十二号中「（様式第十四号）」を削る。

第五条第一項中「（様式第十五号）」、「（様式第十六号）」及び「（様式第十七号）」を削る。

第六条中「（様式第十八号）」を削る。

第七条第一項中「（様式第十九号）」を削り、同条第二項中「（様式第二十号）」を削る。

る。

第八条第一項中「（様式第二十一号）」を削り、同条第二項中「（様式第二十二号）」を削り、同条第三項中「（様式第二十二号の二）」を「（様式第二号）」に改め、同条第四項中「（様式第二十二号の三）」を「（様式第三号）」に改める。

第九条中「（様式第二十三号）」を「（様式第四号）」に改める。

第十条第一項中「（様式第二十四号）」を「（様式第五号）」に改める。

第十一条第一項中「（様式第二十五号）」を削る。

第十二条中「（様式第二十六号）」を「（様式第六号）」に改める。

第十三条第一項中「（様式第二十七号）」を「（様式第七号）」に改め、同条第二項中

「（様式第二十八号）」を「（様式第八号）」に改める。

第十四条を削る。

第十五条第一項中「（様式第二十九号）」を「（様式第九号）」に改め、同条第二項中「（様式第三十号）」を「（様式第十号）」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条の見出しを「（保護施設廃止（事業縮小・休止）報告書等）」に改め、同条第一項中「保護施設廃止（事業縮小・休止）報告（通知）書（様式第三十一号）」を「保護施設廃止（事業縮小・休止）報告（通知）書（様式第十一号）」に、「縮少し」を「縮少し」に改め、同条第二項中「（様式第三十二号）」を「（様式第十二号）」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条を削る。

第十八条中「（様式第三十四号）」を「（様式第十三号）」に改め、同条を第十六条と

する。

第十九条第一号中「(様式第三十五号)」を「(様式第十四号)」に改め、同条を第七条とする。

第二十条第一項中「様式第三十六号」を「就労自立給付金申請書」に改め、同条第二項中「(様式第三十七号)」を削り、同条を第十八条とする。

第二十一条第一項中「様式第三十八号」を「進学・就職準備給付金申請書」に改め、同条第二項中「(様式第三十九号)」を削り、同条を第十九条とする。

第二十二条中「(様式第四十一号)」を「(様式第十五号)」に改め、同条を第二十条とする。

第二十三条中「(様式第四十二号)」を「(様式第十六号)」に改め、同条を第二十一条とし、第二十四条を第二十二条とする。

第二十五条中「法第七十七条の二第一項の規定による徴収金の納入に係る場合にあつては様式第四十三号に、法第七十八条第一項の規定による徴収金の納入に係る場合にあつては様式第四十四号」を「徴収金納入申出書」に改め、同条を第二十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(申請書等の様式)

第二十四条 この規則に定める申請書等の様式は、この規則に定めるもののほか、知事が別に定める。

第二十六条を第二十五条とする。

様式第一号から様式第六号までを削る。

様式第七号中「、」を「、」に改め、同様式を様式第一号とする。

様式第八号から様式第二十二号までを削る。

様式第二十二号の二中「ぢぢぢ」を「ぢぢぢ」に、「、」を「、」に改め、同様式を様式第二号とする。

様式第二十二号の三中「ぢぢぢ」を「ぢぢぢ」に、「、」を「、」に改め、同様式を様式第三号とする。

様式第二十三号中「、」を「、」に改め、同様式を様式第四号とする。

様式第二十四号中「、」を「、」に改め、同様式を様式第五号とする。

様式第二十五号を削る。

様式第二十六号中「、」を「、」に改め、同様式を様式第六号とする。

様式第二十七号中「、」を「、」に改め、同様式を様式第七号とする。

様式第二十八号中「、」を「、」に改め、同様式を様式第八号とする。

様式第二十九号中「(第15条関係)」を「(第14条関係)」に、「、」を「、」に改め、同様式を様式第九号とする。

様式第三十号中「(第15条関係)」を「(第14条関係)」に、「、」を「、」に改め、同様式を様式第十号とする。

様式第三十一号中「(第16条関係)」を「(第15条関係)」と、「保護施設廃止(事業縮小・休止)報告(通知)書」を「保護施設廃止(事業縮小・休止)報告(通知)書」に、「、」を「、」と、「縮小しました」を「縮小しました」で、「縮小の」を「縮小の」に改め、同様式を様式第十一号とする。

様式第三十二号中「(第16条関係)」を「(第15条関係)」に、「」を「」に
改め、同様式を様式第十二号とする。

様式第三十三号を削る。

様式第三十四号中「(第18条関係)」を「(第16条関係)」に、「」を「」に
改め、同様式を様式第十三号とする。

様式第三十五号中「(第19条関係)」を「(第17条関係)」に改め、同様式を様式
第十四号とする。

様式第三十六号から様式第四十号までを削る。

様式第四十一号中「(第22条関係)」を「(第20条関係)」に、「」を「」に
改め、同様式を様式第十五号とする。

様式第四十二号中「(第23条関係)」を「(第21条関係)」に改め、同様式を様式
第十六号とする。

様式第四十三号及び様式第四十四号を削る。

附 則

この規則は、令和八年三月三十日から施行する。